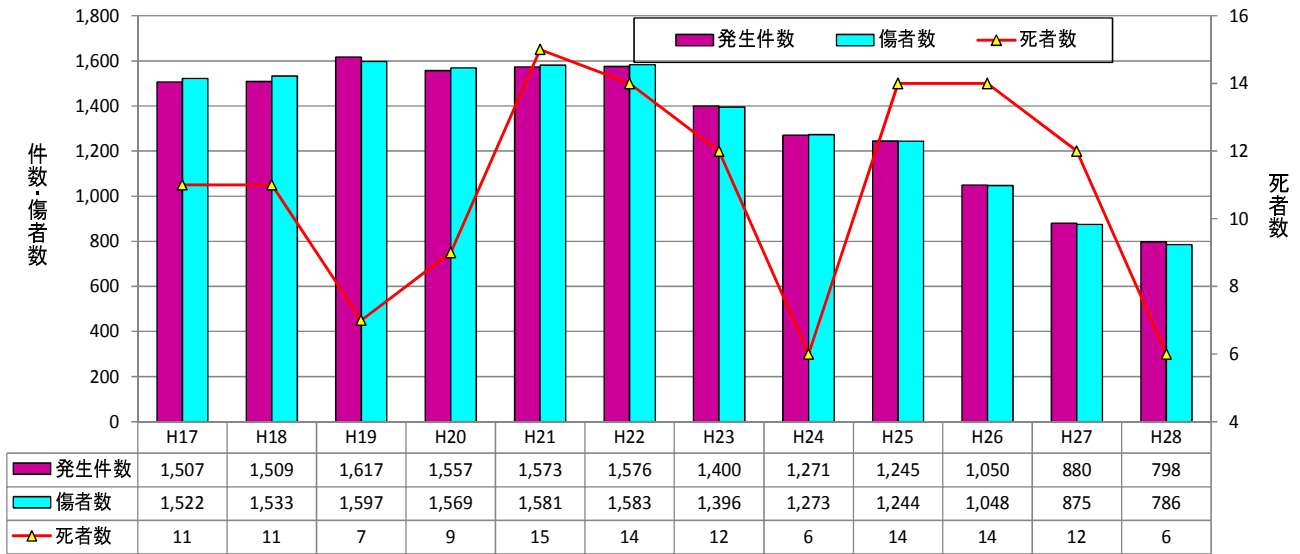


5月は「自転車安全利用月間」です



上のグラフは、過去12年間の自転車事故の発生状況です。

<平成28年の特徴>

- 自転車事故で6人が亡くなっていますが、8割を超える5人が65歳以上の高齢者でした。
- 傷者では、15歳から19歳までの未成年者が165人(21.0%)で最も多く、次いで高齢者(65歳以上)が156人(20.0%)、15歳未満の子どもが140人(17.8%)を占めていました。
- 事故類型別では、出合頭の発生件数が453件(56.8%)で半数を超えています。

★ 自転車月間

昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が施行されたことを記念して制定されたもので、自転車普及協会や全日本交通安全協会等の公益法人が中心となり、内閣府や警察庁等が後援して、自転車に関する様々な行事が行われる。

◎ 月間中に推進する事項

(1) 自転車のルールについての広報啓発

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、自転車安全利用五則、自転車の安全利用(交通の方法に関する教則の自転車関連部分)について各種イベントやあらゆる広報媒体を活用して、自転車のルールについての広報啓発に努めてください。

(2) 自転車教室の開催

小学生は自宅周辺で遊んでいるとき、中学・高校生は登下校時、高齢者は自宅の周辺(1km前後)で事故に遭っていることを踏まえた、具体的な指導を行ってください。

毎月一日は自転車安全利用デー

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、(歩道は例外あり)
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用